発議第2号

公契約に関する基本法の制定を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成21年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 小井戸 真 人

賛成者 高山市議会議員 大 木 稔

杉 本 健 三

島田政吾

伊嶌明博

村 瀬 祐 治

溝 端 甚一郎

車戸明良

中筬博之

公契約に関する基本法の制定を求める意見書

厳しい財政状況を背景に国や地方自治体では、公共サービスの効率化、コストダウンが 求められている。このような中、公共工事や委託事業などの公契約の価格は、過当競争と 相まって低価格・低単価の契約や受注が増大している。このため、受注先である民間企業 の経営悪化と労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招くという問題が生じている。

さらに、業務委託にかかる人件費は、物件費として扱われるため、労働基準法や最低賃 金法等が遵守されているかどうか、発注者には関与しにくい構造となっており、委託業務 を担う労働者は、社会保険の不適用、賃下げや解雇の脅威にさらされている。

こうした状況を打開し、真の豊かさを実感できるより良い社会を実現するためには、不公正な取引関係を改善するとともに、公正労働基準の確保や労働関係法の遵守、社会保険や雇用保険の全面適用を徹底させることが必要である。さらに、男女共同参画社会の構築や障がい者雇用の促進など、労働の社会的価値を高めるため積極的に施策を講じることが求められている。また、ILO94号条約(公契約における労働条項に関する条約)を早期に批准するとともに、地域における公契約条例の制定に向けた環境整備のために公契約に関する基本法の制定が急務である。

よって、国におかれては、早期に下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1. 公共事業において、労働者の適正な賃金や労働条件の改善並びに職場の安全確保のため「公契約に関する基本法」を早期に制定すること。
- 2. 公契約に関する基本法を制定する際には、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の必須要件とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

高山市議会